

平成28年度 市郡地区医師会 産業保健担当理事連絡協議会

産業医活動の現状と課題について



と き 平成28年8月17日(水) 午後7時30分
と ころ 広島県医師会館 2階 201会議室

広島県医師会常任理事 志田原 泰夫



平成28年8月17日(水)午後7時30分より標記連絡協議会を開催し、県医師会から平成27年度の産業保健事業報告と、今年度の事業活動予定の説明を行った。その後質疑応答を行い、化学物質のリスクアセスメント法制化に伴い、産業医として知っておくべきことに関する質問などが出た。また特別講演として広島大学大学院救急集中治療医学教授・広島大学病院高度救命救急センター長・集中治療部長の志馬伸朗先生に「救急蘇生ガイドライン2015改正のポイントと職場での蘇生法普及と教育について」と題しご講義いただいた。

以下、協議会の概要を報告する。

挨拶（要旨）

広島県医師会長 平松 恵一

平素より広島県の産業保健活動の推進に多大なご支援・ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ご承知のとおり、平成27年12月よりストレスチェック制度が施行された。しかし契約産業医が不在の従業員50名未満の事業場については、

当分の間努力義務となっている。広島県医師会は、このような事業場で勤務される方たちの健康管理に対しても、産業医の先生方のご協力を得ながら、さらなる支援を続けていく予定である。

一方で、昨年の労働災害発生状況においては、死亡・支障・重大災害のいずれも前年を下回った。特に死亡災害の発生件数が統計を取り始めて以来初めて1,000人を下回ったことは、職場

巡視などを通じての、先生方の地道な努力が実を結んだものと実感している。引き続きご支援・ご協力をお願い申し上げます。

----- ● ----- ● -----
産業医部会部会長 鎗田圭一郎

本日、群馬サファリパークの飼育員が熊に襲われ死亡した事故が発生し、労働基準監督署が立ち入り調査を行ったとの報道がなされていた。飼育員に対する安全配慮義務違反の有無を問われる事例と考えられる。

ストレスチェック後の面接についても、安全配慮義務違反に抵触する可能性を考え遠慮される先生もいるが、一方で事業場からは引き受けてほしいとの声も多い。

今年度の基礎・前期研修会は、2回とも100名を超える受講者が参加された。これは産業医需要が増していることを現していると思われる。今年度も先生方が安心して産業医業務を実施できるよう研修会の演題を検討したので、ご審議いただきたい。

報告・協議事項

(1) 平成27年度事業報告について

昨年度は基礎・前期研修会を2回、産業医研修会を3回、実地研修会を1回の計6回開催した。各回とも「産業医に必要な労働衛生関連法令の知識」「双極性障害患者の復職・再就労支援について」「健康経営と健康経営銘柄について」など時事的な内容でご講演いただき、例年通りの参加者数をえた。

(2) 平成28年度事業活動について

今年度も昨年同様、計6回の研修会を開催する予定である。今回も「医療職場の産業医活動ー過重労働・メンタルヘルス対策を含めてー」「産業医の法的責任の現状とこれからについて」「ストレスチェックについて」など時事的なテーマを扱う予定である。

(3) その他

各市郡地区医師会からの意見・要望を伺ったところ、3件寄せられた。

1件目として、「化学物質のリスクアセスメントが法制化されました。産業医として知っておくべきことを、研修会などで取り上げてはどうでしょうか?」との意見をいただいた。これに対し、11月6日(日)に当会主催にて、産業中毒研究センターの前センター長である圓藤陽子先生か

ら「化学物質管理についての最近のトピックス」という演題でご講演いただく予定としている旨の回答を行った。

2件目として、「健診後の医師の意見を述べた後の疾病休務者の復職面接にて、復職可の判断をした人のその後などについて、フォローが全くできていないのが気になる」とのご意見をいただいた。これに対し鎗田部会長より、復職の際、就業制限の期限を決め、その期限が過ぎたら改めて産業医との面談を行い、必要に応じて延期する旨の文書を作成すること、もしくは健康診断後の判定時に確認することで、その後のフォローも行えるのではないかと、との意見があった。また真鍋副部会長より、事業場では復職後の制限期間を4~6ヵ月と設定される場合が多く、産業医もその期間中は、たとえば復職後1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後など、定期的に何らかのフォローを行うことが望ましいのではないかと、との意見が述べられた。

3件目として、学校の教職員に対してストレスチェックを実施した場合の、教育委員会と産業医との講演・打ち合わせの実施状況や、契約額などに関する質問があった。これに対し、広島県、広島市、福山市における現況を確認した内容を報告した。

特別講演

救急蘇生ガイドライン2015改正のポイントと職場での蘇生法普及と教育について

広島大学大学院救急集中治療医学教授

広島大学病院高度救命救急センター長・

集中治療部長 志馬 伸朗

事業場において心肺蘇生の必要な人が発生した場合、産業医の先生方のみならず、各労働者が速やかに対応することで救命率、またその後の神経学的予後が変わる。2015年に救急蘇生ガイドラインの改定が行われたので、産業医の先生方には、ぜひ各事業場で最新の救急蘇生法を指導いただきたい。

スウェーデンにおいては、救急隊が到着するまでに現場にいる人が心肺蘇生を行うことで生存率が上がったことが報告されている (Ingela Hasselqvist-Ax, et al: Early Cardiopulmonary Resuscitation in Out-of-Hospital Cardiac Arrest: The New England Journal of Medicine, 372: 2307-2315, 2015)。日本においては、平成26年版の消防白書によると、平成25年中に救急搬送された心肺機能停止症例のうち目撃があった

のは約20%、このうち心肺蘇生を行ったのは約50%であった。これらの症例の社会復帰率は約10%であり、応急手当が行われなかった場合と比べて2倍となっている(総務省消防庁:「平成26年版消防白書」(<http://www.fdma.go.jp/concern/publication/>)。また労働者へ蘇生法を普及させる余地が大きいので、産業医の先生方にはご協力をお願いしたい。

心肺停止は、働き盛りの年代が起こす比率が高い。職場における心肺停止の発生率は全体の3%に過ぎないが、蘇生法を行ったのは全体の4割であった。さらに医療機関内においても、約7割しか行われていない。医療機関以外の事業場のみならず、医療機関内においても蘇生法の普及を積極的に行っていただきたい。

事業場の労働者へ指導する上で心がけていただきたい点として、心臓が停止してから数分以内は呼吸が止まらないこともあり、呼吸の有無の確認は医師以外には難しいが、逆に死戦期呼吸の時期に心肺蘇生を行うと蘇生率が高いため迷う場合は心肺蘇生を開始した方が良く、胸骨圧迫を行う際は、約5cm以上6cm未満の強さ、1分あたり100~120回の速さで行うこと、またAEDの電極パッドを貼る際などの蘇生術の中断は、極力10秒以内に留めることを意識して実施する点などが挙げられる。

AEDの使用を指導する場合の注意点として

は、パッドを貼り付け波形を測る際、救助者が患者の身体に触れていると波形に影響することがあるので控えることなどである。

最後に、心肺蘇生を行う機会はまれにしか起きないため、実際に事例が起きた場合は、改善でき得る点がなかったか、職場の関係者でふり返しを行っていただきたい。

担当理事コメント

平成27年12月から産業医などが実施しているストレスチェック制度の義務化は、依然として産業医・事業場の双方にとって手探りの面が多々あると思われる。今年4月以降は、ストレスチェック後に高ストレス判定を受けた労働者への面談方法などについての研修会も開催されているが、産業医が安心して活動できるよう、情報や問題点を共有し対応したいと考えている。

ストレスチェックのみならず、化学物質のリスクアセスメント、受動喫煙防止への努力義務、外国に立地する検査機関の登録など、労働安全衛生法の改正が相次いで施行されている。これらの動向についても引き続き注視していきたい。

また広島大学大学院救急集中治療医学の志馬伸朗教授による、昨年改定された救急蘇生ガイドラインの変更点や職場での労働者への教育方法についての講演は大変有益であった。

税務相談室・融資相談室のご案内

本会の福祉活動の一環として、「税務相談室」および「融資相談室」を開設しております。無料ですのでご遠慮なくご利用ください。なお、開催1週間前までにご予約が必要となります。

記

『税務相談室』

※医薬税務、医療法人移行問題などについて

と き 平成28年10月13日(木)、20日(木)

午後1時~午後4時(1人1時間程度)

ところ 広島県医師会館内 6階 会議室
(東区二葉の里)

担当者 税理士法人 元木会計 税理士 元木 英明
元木 康人

『融資相談室』

※新規開業、事業拡張、事業承継などについて

と き 平成28年10月20日(木)

午後2時~午後5時(1人1時間程度)

ところ 広島県医師会館内 6階 会議室
(東区二葉の里)

担当者 金融機関 金融サービス(医療専門
チーム) 担当者

予約申込先 〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番3号 広島県医師会経理課 TEL: 082-568-1511